



1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場における対応について（要請）

令和 2 年 3 月 24 日

厚生労働省労働基準局安全衛生部長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた職場における対応について（要請）

新型コロナウイルス感染症につきましては、政府として、去る 3 月 10 日に緊急対応策の第二弾を取りまとめ、感染拡大の防止に全力を挙げるとともに、労働者の雇用の維持と事業者の方々の事業継続を最優先に取り組んでおります。

また、3 月 17 日には、厚生労働大臣より、感染拡大の防止のため、企業に対し、体調が悪い労働者が休みやすい環境を整備いただくよう、改めて呼びかけたところです。さらに、3 月 19 日には、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言等が取りまとめられ、この中で、事業者の皆様へのお願いとして、労働者が発熱などの風邪症状がみられる際に、休みやすい環境を整備する等の留意事項が示されました。一方で、コールセンターにおける患者クラスター（集団）の発生といった職場における感染拡大事例も生じているところです。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下団体・企業等に対し、下記の対策に適切に取り組んでいただくことについて、改めて要請いただきますようお願いいたします。

記

1 職場における手洗い、咳エチケット等の徹底について

職場において、トイレ等に石けんによる手洗いの実施について掲示を行う等、咳エチケットや手洗い等の実施を心がけること。

入手可能な場合には、感染防止に有効とされている手指消毒用アルコールを職場に備え付けて使用すること。

また、労働者が共有して扱うもの（例：電話、パソコン等）の適正な管理又は消毒の徹底を行うこと。

※ 咳エチケットとは、感染症を他人に感染させないために、咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、これらが無い場合には袖を使って口や鼻を押さえること。

2 職場の換気等の実施について（クラスター（集団）感染発生リスクの回避）

風通しの悪い空間や人が至近距離で会話する環境は感染リスクが高いことから、その規模の大小にかかわらず、風通しの悪い空間をなるべく作らない等の工夫をすること。

また、対面で人と人の距離が近い接触、具体的には互いに手を伸ばしたら届くおよそ 2 m 以内での会話等の接触が、一定時間以上、多くの人々との間で交わされる環境は感染リスクが高いとされていることにも配慮すること。

3 感染拡大の防止につながる労務管理について

感染拡大の防止のためには、発熱等の風邪症状が見られる労働者が出勤・外出を控えることが重要であり、こうした労働者が出勤することを要しない環境を的確に整備すること。

また、労働者に風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている場合（解熱剤を飲み続けなければならないときを含む。高齢者や基礎疾患等のある場合は2日程度続く場合。）、強いだるさや息苦しさがある場合には、「帰国者・接触者相談センター」に相談を行うよう勧奨すること。

（参考）

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）

～（抄）～

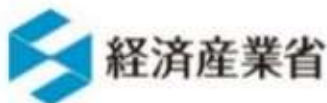
Ⅲ. 提言等

2. 市民と事業者の皆様へ

（9）事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人々が参加する場での感染対策のあり方の例」の2）クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。



新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

資金繰り



設備投資・販路開拓



経営環境の整備



本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連 で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



また、最新情報については、e-中小企業ネットマガジン・中小企業庁
Twitterでも、ご登録いただいた方に随時配信しております。

e-中小企業ネット
マガジンの登録



🔍 e-中小企業ネットマガジン で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



中小企業庁
Twitterのフォロー



🔍 @meti_chusho で検索、
または右のQRコードよりご確認ください。



令和2年4月8日10:00時点版

新型コロナウイルス感染症で
資金繰りにご不安を感じている
事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の
新型コロナ感染症特別貸付などで
ご支援できます。

最長で **5年間**
元本の返済が
不要

利子補給で
金利負担が
実質ゼロに

担保なしでの
借り入れも
可能です

4月以降も、状況に応じて、複数回の利用も可能です。

裏面に支援が受けられる場合についてまとめています。ぜひ、ご一読ください。



新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様へ

～支援が受けられる場合についてまとめました～

新型コロナウイルス感染症で影響を受けている事業者の皆様に、
日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナウイルス感染症特別貸付や、
信用保証協会のセーフティネット保証・危機関連保証で資金繰りを支援します。

売上減少に伴い、
当面の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**となる制度です。※企業の規模に応じて上限があります。
セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

既に受けた債務の
返済があるため、
追加の返済負担を
負いたくない方には

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。
最長5年の据置期間で、**当面元本返済が不要**です。また、当初3年間は、利子補給で金利負担が**実質的に無利子**になります。
※企業の規模に応じて上限があります。

業績悪化のため
既に受けた債務の
条件変更をしたが、
追加の運転資金を
調達したい方には

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の 対象からは外れません

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の**条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。**

売上減少に伴い、
既に受けた債務の
返済ができない
方には

取引金融機関等に既に受けた債務等の 条件変更を相談ください

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、**既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の实情に応じて柔軟に対応するよう要請**しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談してください。

既存の仕入ルートが
ストップし、代わりの
ルートではコスト増、
売上減少が
見込まれる方には

セーフティネット貸付や一般保証を活用して 資金調達を検討ください

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業金融相談窓口

TEL:03-3501-1544

(平日・土日祝日9:00-17:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

🔍 経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



3. 中小企業のための女性活躍推進事業

中小企業のための女性活躍推進事業

労働者数300人以下
中小企業の皆さまへ

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

女性の活躍しています！
女性の活躍しています！
女性の活躍しています！

人材確保・業績アップの第一歩に 女性の活躍推進に取り組みませんか？

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、女性労働者の雇用管理の課題について解決していくための目標を立てて取り組んでいただくもので、各企業の働き方改革にもつながっていきます。人手不足対策や長時間労働対策などの一環として女性活躍推進に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげませんか？

相談・参加
無料

女性活躍推進に関する取組を 無料で 支援いたします！

<h4>女性活躍推進 アドバイザー派遣</h4> <p>企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、訪問・電話・メールにより個別にきめ細やかに支援します。</p>	<h4>異業種企業との 交流会</h4> <p>他社の取組状況や取組事例、抱えている課題などについて、情報交換できる機会です。</p>
<h4>管理職向け セミナー</h4> <p>自社の女性社員が活躍できるようにするために何が必要なのか、管理職として配慮すべきことは何かをお伝えします。</p>	<h4>全国47都道府県での 説明会</h4> <p>法律にもとづき、どんなことに取り組めばいいのかわかりやすく説明します。</p>
	<h4>女性社員向け セミナー</h4> <p>自身のキャリアプランをはじめとした、将来を見据えた仕事への向き合い方や、継続して能力発揮できるようになるために必要なことをお伝えします。</p>

詳しくはこちら
「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」
<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

女性活躍推進サポートサイト 検索



「中小企業のための女性活躍推進事業」は厚生労働省より委託を受け、一般財団法人 女性労働協会が運営しています。

平成31年4月作成

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局（大洋株式会社内）鹿内 までお願いします。
全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / zenchubo.jimukyoku@jafta.jp